

申請者氏名	目黒 太郎	第3号様式(別表第2関係)	記入
-------	-------	---------------	----

**申請には、STEP1~3のすべてに該当する必要があります。**

申請書・必要書類は納期までに提出してください。納期前までに提出した部分の住民税は減免対象外となります。また、納期前であっても、減免の決定は納期までに提出した部分の住民税は減免対象外となります。また、納期前であっても、減免の決定は納期までに提出した部分の住民税は減免対象外となります。

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免): 1枚目		(例)目黒 太郎 前年 給与収入 3,120,000円 退職金収入 300,000円 (勤続年数5年) 被扶養者2人(妻・子)の場合	
令和4年の収入が、利子・配当・退職・譲渡・一時・先物取引(以下「利子等」とい ののみではない。(例)配当以外にも給与や事業収入がある。 →利子等のみである場合は、STEP3での減収割合の判定ができないため減免 せん。判定対象外としているのは、利子等が一時的なもの・額の増減がその性 るものであり比較に馴染まないためです。			
STEP1		令和4年の合計所得金額が250万円以下である。 →超える場合は、減免対象になりません。	
STEP2		令和4年の「給与収入等」の合計の1か月平均 「給与収入等」: 不動産・事業・給与・山林・雑 (先物取引に係るものを除く) 所得に係る収入	
ア	260,000円	2枚目、STEP2で 計算した「1か月の 平均の金額」を アとイにそれぞれ 記載します。	
イ	171,666円		
減収割合の判定 (ア-イ)÷アが3割以上である →3割未満の場合は、減免対象にはなりません。			
STEP3			
令和5年の1月1日 から 12月31日までの 合計所得金額を算出	種別	3枚目・4枚目から転記	
	(給与) 所得	0	
	(事業) 所得	549,205	
	(退職) 所得	0	
	( ) 所得		
	( ) 所得		
上記の所得を基に算出した合計所得金額 (合計所得金額算出手順を参照)		A	549,205円
減免基準額の計算			
扶養人数による基準額			
扶養している人数		α	2
α=0のとき		45万円	
α≥1のとき		35万円×(α+1)+31万円	
		ウ	1,360,000円
障害者・寡婦・ひとり親・未成年区分該当による基準額			
納税義務者が 障害者・寡婦・ひとり親・未成年 のいずれかに該当する場合		135万円	
減免基準額: ウかエのどちらか大きい金額		B	1,360,000円
上記計算によりA≤Bである →減免基準額を超える場合は、減免対象になりません。			
有		自身が 障害・寡婦等区分に ・該当→ウとエのどちらか 大きい金額 ・非該当→ウの金額	
被扶養者			
無		自身が 障害・寡婦等区分に ・該当→135万円 ・非該当→45万円	

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免): 2枚目

※申請書・必要書類は納期限まで提出してください。また、納期限前であっても、減免の決定が

STEP1

●令和4年の合計所得金額の確認

令和5年度納税通知書に記載されていますので右のX欄に転記してください。

X
2,104,000円

Xが250万円以下であれば1枚目STEP1の該当チェック欄にチェック

STEP2

●令和4年の「給与収入等」の合計

令和4年分確定申告書や源泉徴収票等を参照して記入してください。

※「給与収入等」: 不動産・事業・給与・山林・雑(先物取引に係るもの除く。)所得に係る収入

種 別	支払者、事業所、不動産(アパート名等)の名称	収 入 額
給与	(株)□□	3,120,000
合 計		3,120,000
1か月平均の金額		260,000円

合計を12で割った金額について端数を切り捨てて記載

太枠の1か月平均の金額を1枚目STEP2アへ転記

●申請月の前月以前3か月の「給与収入等」の合計(各種給付金の受給があり、申請月以後6か月に

退職が確定していない場合には給与収入として加算してください。)

申請 月	6月
1か月前の収入金額	170,000
2か月前の収入金額	185,000
3か月前の収入金額	160,000
合 計	515,000
1か月平均の金額	171,666円

6月申請の場合、5月の収入金額、4月の収入金額、3月の収入金額を記載します。

合計を3で割った金額について端数を切り捨てて記載

太枠の1か月平均の金額を1枚目STEP2イへ転記

減収割合の判定 (ア-イ)÷ア

(計算)  $(260,000 - 171,666) \div 260,000 = 0.33$

計算結果

0.33

太枠の計算結果が0.3以上であれば1枚目STEP2の該当チェック欄にチェック

●各種給付金受給の確認

※ 申請月以後6か月間に退職が確定していない場合

の代替として給付される給付金等は給与収入に含

各種給付金を受給している場合は下記の表

※ 退職済(予定も含む。)の方は退職後10日以内に退職にかかる資料を提出してください。

「あり」で申請月以後6か月間に退職が確定していない場合は、2枚目のSTEP2、「申請月の前月以前3か月の「給与収入等」の合計」と、3枚目、「●給与収入」に給付金額を含めて計算します。

各種給付金の受給	あり・(なし)	退職(予定)日	令和5年6月30日
支 給 額	支 給 日	支 給 額	支 給 日
円		円	
円		円	

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免):3枚目

STEP3

●給与収入(実際に支払いがあ

収入の種別ごとに、令和5年1月から12月までの所得金額を計算し、1枚目のSTEP3に所得金額を転記します。

1月	57,000
2月	60,000
3月	48,000
4月	45,000
5月	50,000
6月	48,000
7月	0
8月	0
9月	0
10月	0
11月	0
12月	0
賞与	0
合計	308,000
給与所得	0円

収入額(A)	給与所得
551,000 未満	0
551,000 以上	550,000
1,619,000	9,000
1,624,000	0,000
1,628,000	0,000
1,800,000	0,000
3,600,000	0,000
6,600,000	0,000

◆給与収入額は、支給月で記載します。  
例:3月分の給与明細だが支給日が4月の場合は4月に記載。  
また、記載する金額は、振込額ではなく、課税対象額(総支給額-交通費)を記載します。(所得税等を差し引く前の金額です。)  
◆失業手当は収入には含めません。  
◆申請月以後6か月間において退職が確定している場合を除き、育児、介護、疾病等の給付金は給与収入に含まれません。

※ Bの求め方

← 合計給与収入を基

★給与所得と公的年金等所得の合計額が10万円未満

★各種給付金の受給があり、申請月以後6か月以

給与収入の合計金額を上記の表の計算式に当てはめ、所得を計算してください。

●事業(先物取引に係るもの以外

	収入	経費
1月	190,450	112,548
2月	180,340	158,246
3月	112,000	133,587
4月	140,000	78,450
5月	120,000	95,723
6月	130,880	113,254
7月	125,000	87,657
8月	140,000	90,000
9月	130,000	60,000
10月	120,000	80,000
11月	150,000	70,000
12月	170,000	80,000
合計	1,708,670	1,159,465
事業所得(収入合計-経費合計)		549,205円

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
合計		
青色申告の方は、特別控除の金額を引いた後の金額です。		円

月次試算表等より収支を転記します。(売上台帳や経費の内訳を添付してください。)  
申請月以降は、収入・経費の見込み額を記載します。

公的年金等雑収入

	収入	経費
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
合計		
雑所得(収入合計-経費合計)		円

	収入	経費
8月		
合計		
雑所得(収入合計-経費合計)		円

◆年金収入の方は年金収入の合計金額を4枚目の計算式にあてはめ、年金所得の計算をしてください。  
◆雑収入の方は収入・経費の金額を記載し、所得の計算をしてください。

※申請書・必要書類は納期限までに提出した部分の住民税は納期限を過ぎた住民税は減免対象外となります。また、納期限前であっても、減免の決定が

収入状況チェックシート(特別区民税・都民税の減免):4枚目

その他の所得

☒ 申告不要制度の適用を受ける上場株式等に係る配当等であっても下記算定には含めてください。

種別	申請月前3か月(収入)	A収入金額	B必要経費・控除	A-B(損益通算前の額)
山林所得 (特別控除後の額)				円
利子所得				円
配当所得 (経費控除後の額)				円
退職所得 (退職控除後1/2した額)				0円
譲渡所得 (経費控除後の額)				円
一時所得 (特別控除後の額)				円
先物取引に係る雑所得 (経費控除後の額)				円

退職所得控除の計算

勤続年数が20年以下:40万円×(勤続年数)  
(80万円に満たない場合は80万円)

勤続年数が20年超:800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(参考) 公的年金等に係る雑所得の計算<単位:円>

(1) 65歳以上 昭和33年1月1日以前生

支払額 A	計算式
3,300,000 未満	A-1,100,000
4,100,000 未満	A×75%-275,000
7,700,000 未満	A×85%-685,000
10,000,000 未満	A×95%-1,455,000
10,000,000 以上	A-1,955,000

(2) 65歳未満

支払額 A	計算式
3,300,000 未満	A-600,000
4,100,000 未満	A×75%-275,000
7,700,000 未満	A×85%-685,000
10,000,000 未満	A×95%-1,455,000
10,000,000 以上	A-1,955,000

同一生計配偶者・扶養者(次の(1)~(3)に該当する方は対象とできません。)

- (1) 令和4年の合計所得金額が48万円超の方
- (2) 令和5年度住民税の算定において他の方の扶養者又は事業専従者となっている方
- (3) 国外居住親族で親族関係書類及び送金関係書類を提出できない方

氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所・電話番号
目黒 花子	妻	昭和〇年〇月〇日	
目黒 一郎	子	令和〇年〇月〇日	

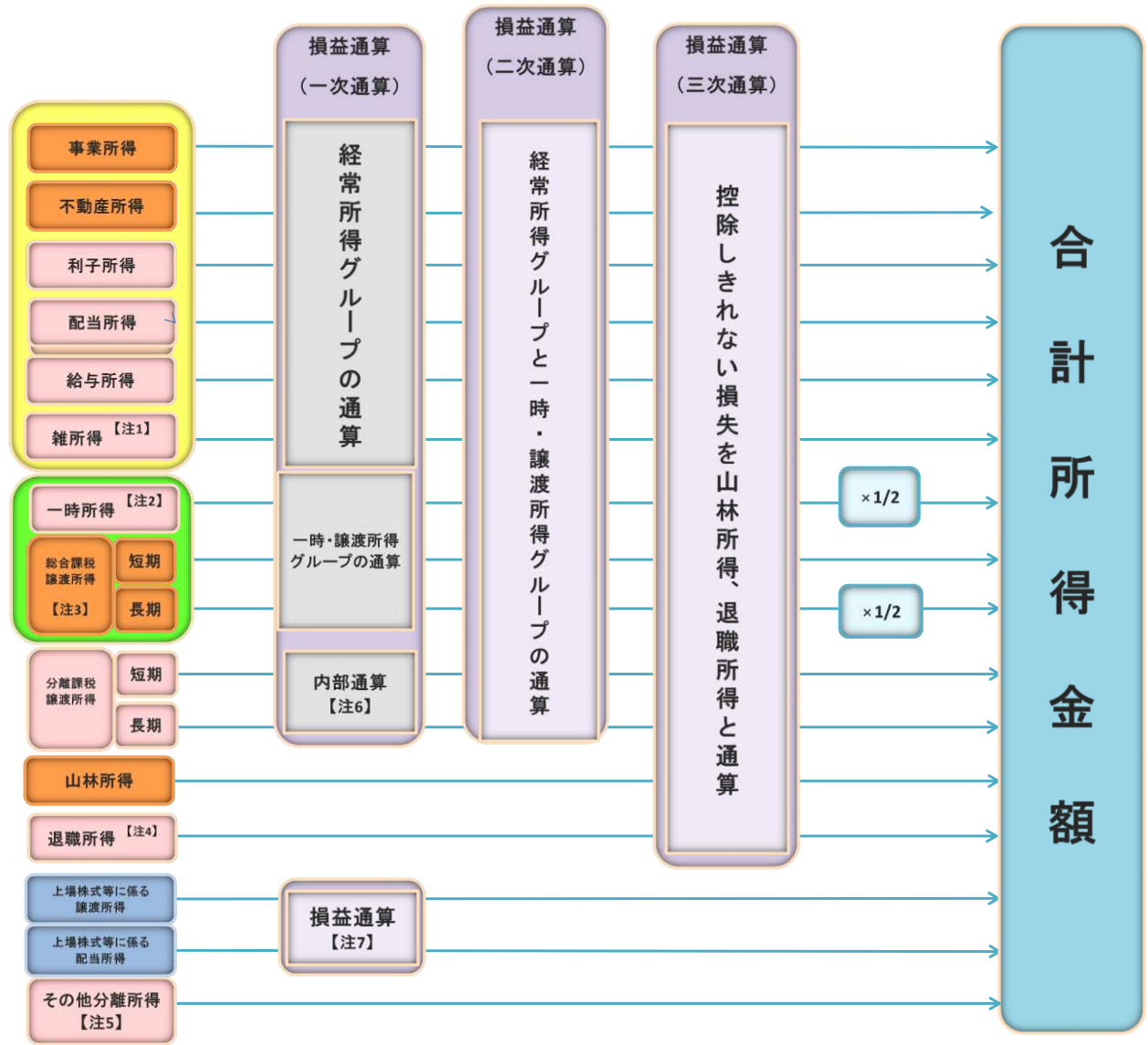
令和5年度における住民税の減免申請提出書類チェックリスト

	チェック
1 本人確認書類の写し(免許証、パスポート等)	<input checked="" type="checkbox"/>
2 減免申請書・生活状況報告書・減免申請に当たっての宣誓書	<input checked="" type="checkbox"/>
3 収入状況チェックシート(1~4枚目)	<input type="checkbox"/>
4 申請月の前3か月間の所得状況を証する書類(例)給与明細書、育児休業給付金等の支給状況を証する書類、年金額改定通知書、月次試算表等その他収支の状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
5 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得状況を証する書類(見込みの期間を有する場合には所得状況の根拠となる書類)(例)給与明細書、育児休業給付金等の支給状況を証する書類、年金額改定通知書、月次試算表、退職所得の源泉徴収票等その他収支の状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>
6 失業した場合は、離職票、退職証明書、退職等申立書、廃業届等失業したことが分かる書類	<input type="checkbox"/>
7 休業(休職)により無収入の場合は、休業等申立書	<input type="checkbox"/>
8 減免基準額の計算上、「障害者」として135万円の適用を受ける場合は、障害者手帳(申請日において手続中の方は、申請書等)その他の障害の状況を証する書類	<input type="checkbox"/>
9 扶養者が海外居住である場合は、親族関係書類及び送金関係書類	<input type="checkbox"/>

※その他、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。

※申請書・必要書類は納期限前であっても、減免の決定がされるまでの期間には納付が前提となっており、また、納期限前であっても、減免の決定が

# 合計所得金額算出手順



【注1】 公的年金等に係る雑所得と公的年金等以外の雑所得を内部通算した金額を雑所得とする。

【注2】 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、特別控除額(最高50万円)を控除した金額を一時所得とする。

【注3】 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、特別控除額(最高50万円)を控除した金額を譲渡所得とする。なお、譲渡所得の特別控除(最高50万円)は、まず短期譲渡所得の譲渡益から差し引く。

【注4】 所得税の源泉徴収の対象になる場合は、退職所得は現年分離課税となり、他の所得とは通算されず、合計所得金額に含まれない。

【注5】 その他分離所得とは、先物取引に係る雑所得、一般株式等に係る譲渡所得を指す。

【注6】 分離譲渡所得は長期短期の間の通算のみ可能で、原則として他の所得と損益通算不可。ただし、特定居住用財産の譲渡損失は他の所得と損益通算可能。

【注7】 上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税とした配当所得等とのみ通算することができる。

